# 産業技術連携推進会議 ライフサイエンス部会 デザイン分科会 運 営 細 則

(目的)

第1条 産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会の開催に当たり、「産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会運営要領」(以下「要領」という)に基づく分科会の運営を円滑に推進するため、「産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会運営細則」(以下「細則」という)を定める。

#### (会長の選出)

第2条 会長は、4ブロックの輪番を原則として役員会で次期会長候補を選出の上、会議に 諮り決定する。選出の順番は、要領第6条のブロック番号順を原則とする。

## (会長の業務)

- 第3条 会長は次に上げる業務を行う。
  - ー デザイン分科会に関すること
    - ・分科会活動の運営
    - ・役員会を招集し検討事項を協議
    - 会議開催機関の選定及び折衝
    - 会議での提案決議の準備
    - ・会議開催にかかる企画内容の決定
    - ・議事録の確認・監修
    - ・分科会資料の保管
    - ・関係団体との連絡調整
    - ・会員の名簿管理、登録及び抹消に関すること
    - ・その他、分科会の運営に係る事項
  - 二 ライフサイエンス部会に関すること
    - ・ライフサイエンス部会との連絡調整
    - ・その他、ライフサイエンス部会から要請された事項

## (副会長の業務)

- 第4条 副会長は次に上げる業務を行う。
  - 一 会長の補佐
  - 二 会長が事故又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
  - 三 会議開催の事務局として、会議開催計画の立案、開催案内の作成・送付、参加者のとりまとめ、会議の進行、議事録作成などを行う。

## (ブロック幹事の業務)

- 第5条 ブロック幹事は次に上げる業務を行う。
  - 一 所属するブロック内の連絡調整
  - 二 役員会における分科会活動の企画及び運営に関する協議
  - 三 新幹事が選出された場合、旧幹事はその旨を速やかに分科会事務局へ連絡

#### (研究交流会の構成員と活動)

- 第6条 研究交流会の構成員は、分科会構成員のうち、参加を希望するものとする。
  - 2. 研究交流会では次の事項について情報交換及び協議・討論する。
    - 一 地域のデザイン振興に係わる研究開発及び技術指導に関する事項
    - 二 地域のデザイン振興に係わる情報交流に関すること
    - 三 その他、地域のデザイン振興に係わる技術の向上に関する事項

## (研究交流会の開催、新設及び改廃等)

- 第7条 研究交流会は、共通のテーマで継続的に開催する(継続型研究交流会)ほか、その時々の時流を得たテーマのもと一回完結型でも開催することができる。
  - 2. 分科会構成員より研究交流会の新設及び改廃等の提案があった場合は、役員会において協議し決定する。

## (研究交流会幹事の選出と業務)

- 第8条 各研究交流会は、その継続的な展開や効果的な運営の必要性などを踏まえ、構成員 の協議により、幹事及び副幹事をおくことができる。
  - 2. 研究交流会幹事は次に上げる業務を行う。
    - 一 研究交流会活動の企画、運営、報告
    - 二 新幹事が選出された場合、旧幹事はその旨を速やかに分科会事務局へ連絡
  - 3. 研究交流会副幹事は次の業務を行う。
    - 一 幹事の補佐
    - 二 幹事が事故又は欠けたときは、幹事の職務を代理する。

## (研究交流会幹事の任期)

- 第9条 研究交流会幹事及び副幹事の任期は原則2年とする。
  - 2. 研究交流会幹事及び副幹事の再任は妨げないものとする。

#### (役員等の名簿について)

- 第10条 分科会事務局は、次に上げる名簿等を作成し、変更があった場合は、適宜更新する。
  - 一 役員名簿(会長、副会長、ブロック幹事)
  - 二 継続型研究交流会リスト(会の名称、幹事・副幹事)

(会計)

- 第11条 分科会会計は会長が経理するが、個別の会議開催経費については開催機関が執行 管理する。分科会開催経費は、参加者負担及び関係団体の賛助金等により、開催 機関の責任のもとに執行する。
  - 2. 総会・研究発表会以外の機会に研究交流会として独立したイベントを開催する場合、その開催経費については研究交流会幹事が執行管理する。

## (OB会員)

- 第12条 運営要領第4条で規定する者について、退会後も高度なデザイン知識を活かして 分科会活動に貢献する意思を有するものをOB会員とする。
  - 2. 会長は、退会者の申し出や会員からの推薦に基づき、デザイン分科会の構成員として OB会員を登録する。また、OB会員名簿を年度ごとに産業技術連携推進会議事務局 へ提出する。
  - 3. OB会員は全ての分科会活動に参加できる。
  - 4. 会長は、OB会員から申し出があった場合に登録を抹消できる。

## (附則)

- この細則は平成21年11月6日から施行する。
  - 1. 平成28年6月9日の会議において、次の修正を決議。
    - ・第7条及び、第7条2項に「及び改廃」という表現を追加
  - 2. 平成29年12月7日の会議において、次の追加を決議。
    - ・第3条に「会員の名簿管理、登録及び抹消に関すること」を追加。
    - ・第12条にOB会員に関する規則を追加。
  - 3. 令和6年3月19日において、次の修正を決議。
    - ・第2条のブロック数を変更。